

東京都台東区立台東デザイナーズビレッジの管理運営等について

1 経緯

東京都台東区立台東デザイナーズビレッジ（以下「デザイナーズビレッジ」という。）は、平成16年の開設以降、ものづくりにかかるデザイナー・クリエイターの創業支援施設として、多くの卒業生を輩出してきた。中小企業振興センターの大規模改修に合わせて再整備する。

2 施設の管理運営

民間事業者が有する専門性やスピード感、独自のネットワークを投入し、これまで以上に入居クリエイターの成長と新たな価値創造につなげるため、指定管理者制度を導入する。利用料金制を採用し、事務所の利用料金等の徴収事務を指定管理業務とすることで、入居者の利便性及び事務効率化を図る。

3 台東デザイナーズビレッジの変更点

（1）入居者の資格

リニューアルを機に、「デザイン」を基軸としたクリエイティブ産業を視野に「創造的な制作、企画又は開発を主たる業務とする者」に入居者の資格を拡大する。

（2）事務所数

避難所や施設全体の機能向上のため、大規模改修に伴いレイアウト等を見直し、事務所数を現在の19室から18室に変更する。

（3）事務所の利用料金（月額）

事務所を使用料から利用料金に変更する。利用料金については、電気料金相当を含めて算定する。

面積（㎡）	利用料金（円）	【参考】従来の使用料（円）
約 20	15,000	8,000
約 40	30,000	16,000
約 40 （水道設備あり）	31,000	—

※入居者は別途共益費を負担

4 今後の予定

令和 8年10～12月 指定管理者の選定

令和 9年4月

～令和10年3月 開設準備業務（準備行為）

令和10年 4月 施設開設